

旧優生保護法問題のすみやかな解決にむけて

2023年3月27日 日本共産党国會議員団

旧優生保護法のもとでの強制不妊手術について、今年に入りおこなわれた、1月23日熊本地裁、2月24日静岡地裁、3月6日仙台地裁、3月16日札幌高裁、3月23日大阪高裁の各判決は、いずれも、優生保護法の違憲性、国による加害行為と被害の重大性を指摘し、国の損害賠償責任を認めました。札幌高裁と大阪高裁の判決では、国会議員の立法行為の違法性も指摘されています。一連の判決で、司法判断の流れは定まっています。

大阪高裁判決は、被害者の憲法上の権利を違法人侵害する立法を行った国が、民法の除斥期間の適用により賠償責任を免れることは、個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していないことは明らかであると指摘しています。そして、国が立法行為の違法性を争い、除斥期間の適用を主張し、責任を否定してきたもとで、被害者の権利行使を著しく困難とする状況は解消していないとして、国が優生条項の憲法違反を認めたとき、または最高裁判決から6ヶ月間は、除斥期間の経過による効果は発生しないとしています。

国が除斥期間の適用を主張して争い続けることと自体が、正義に反します。

昨年2月の大坂高裁と3月の東京高裁の判決後、松野内閣官房長官が「一時金支給法について、判決を重く受け止め、一時金の水準を含め、国会と相談し、対応を検討したい」と表明しましたが、1年経過した今日でも、何も進んでいません。

被害者の方々が高齢化し、次々とお亡くなりになる中で、解決を先延ばしにすることは許されません。被害者を救済し、一刻も早く、全面解決を図ることは、国の責務です。政府及び国会は、上告せず、すべての被害者の尊厳の回復、被害者ら全員に対する人生被害を償うに足りる賠償、旧優生保護法によって引き起こされた差別や優生思想の解消等、旧優生保護法問題の解決に向け、その役割と責任を果たすべきです。

日本共産党国會議員団は、判決の指摘を真摯に受け止め、旧優生保護法問題の全面解決に向けて誠実に取り組む決意を表明するとともに、政府に対して以下のことを強く求めます。

- 1、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が優生保護法問題の被害者と面談し、謝罪する場を設けること
- 2、札幌高裁判決（3月16日）及び大阪高裁判決（3月23日）に対して上告しないこと
- 3、優生保護法問題の早期の全面解決にむけ、原告団及び弁護団との間で基本合意の締結に向けた協議を速やかに開始すること

以上